

前回会議までの主な意見

市民意見の反映について

これまでの答申	前回会議までの主な意見	現状・取組状況
定められた手続を踏みさえすれば良しとするようなケースが見受けられるなど、高い実施率の反面、条例の趣旨が反映されていない懸念もあります。(平成 28 年答申)	1 運用 計画案や条例案がほぼ固まってから意見公募を実施すると、市民意見を受けて再検討する期間が残っていない。審議会等手続では公募による市民を委員選任(2 割以上)することとなっているが、審議会等手続だけでは不十分で意見公募は市民意見を反映できる段階で実施しないと案の基本的な内容が修正できず字句修正に留まる。市民意見をもとに新たな課題や解決策を取り入れた事例はおそらくないので、意見公募は素案をまとめる前とまとめた後の 2 回実施しないと策定段階からの市民参画が行われたとは言えない。	市民参画条例では、努力規定として複数の市民参画手法を併用するよう定められているとともに、対象事項について市民参画手続を実施する場合は、必ず意見公募手続を実施するものとされている。 意見公募手続を含めた複数手法で市民参画手続を実施するにあたり、政策等の案の策定は公募市民を委員選任した審議会等で検討し、審議会等が策定した案で意見公募を実施する、審議会等手続と意見公募手続の併用が一般的で、妥当性があると考えられる。 ただ、公募市民の実施原則どおりに委員選任できていない審議会等が多数あるので、所管部署への周知徹底に努める。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">(市民参画手続の実施原則) 第 8 条 3 市長等は、市民参画を推進するため、複数の市民参画手法を併用するよう努めるものとする。 4 市長等は、対象事項について市民参画手続を実施する場合は、必ず意見公募手続を実施するものとする。</div>
手続に基づいての意見公募で、提出意見の件数が条例施行後伸びていない現状があります。その対応について、まず、自分のまちを自分で良くしていくことが市民参画の原点であることに立ち返り、市民に関心を持ってもらい、そういった人たちの比率を高め、顕在化させていくことが必要です。その手法としては、例えば、ターゲット層を決めてそこに直接投げかける、地域に足を運ぶ、あるいは地域組織やテーマ性を持った組織を活用することも有効ではないでしょうか。 (平成 28 年答申)	2 運用 市民参画の成果事例を、無理のない範囲で市の広報や SNS など何らかの手段で発信していてもいいのではないかと。	実施した市民参画手法の開催記録や実施結果はホームページ等で公表しているところだが、今後は意見を参考に、より効果的な発信方法の検討に努める。
	3 運用 SNS など若い世代に合った手法で広報しなければ、若い世代からはなかなか意見が出ないのではないかと。	
	4 意見 意見公募は非常に重要な市民参画手法だが、一般的なやり方で意見公募してもあまり意見が出てこないのも方法の検討が必要。例えば、適切な団体に広報を集中的に実施する方法もある。もちろん広く周知しなければ意見公募にはならないが、他にも様々な方法があると思うので、多くの市民が参画できるよう工夫をしていただきたい。さらに、公募意見に基づく修正点を積極的にアピールすれば、市民意識も高まる。	
5 意見 市連合まちづくり協議会から市民の代表として複数の審議会に出席しているが、基本的に 28 小学校区の代表者から事前に意見を聞き発言している。小さなことでも逐一質問をしているので必ずしも市民の声が反映されていないとは思わない。工場緑地のあり方検討会でも事務局が各校区のまちづくり協議会に意見公募が始まる前に説明していた。また、別の審議会でも地域内の通学路安全対策の必要性を話したところ、警察を始めすぐに対応くださったこともあり、かなり市民の声が反映されている。	6 意見 意見公募や意見交換会への参加者が少なく市民の意見が十分に反映されていないのではないかと声もあるが、市連合まちづくり協議会や各校区まちづくり協議会など多様な団体で構成されている組織の中でテーマの大小問わず話し合いができており、市民の意見は十分反映されている。	などがあるが、意見交換会やワークショップその他の手法で市民参画手続を実施する場合、条例では市民から広く意見聴取することを目的としていることから 2 週間前までに、かつ、2 以上の方法で実施公表が必要で、地域組織や特定の団体を対象とした市民参画手法は想定されていないため、各年度の運用状況報告に掲載できない同種の取組みは多数潜在していると思われる。 また、意見公募手続における意見数については政策等により差が大きいことから意見数を指標とすることは難しいと考える。

	7 意見	休日夜間に関わらず、各小学校区のまちづくり協議会の会議には市職員が同席し、傾聴やアドバイスなど役職のない市民に対しても市職員が足を運んでくれて、些細な意見も拾い上げてくれており、地域の声はしっかり伝えられている。	
	8 意見	市民参画は、いかに市民が参画できるかが重要で、まずは一番重要なコミュニティに市民が参画することの必要性を啓発することが大事。	協働のまちづくり推進条例に基づき、地域の多岐にわたる課題に総合的に対応する校区まちづくり組織の支援を行っている。組織支援を行う中で、多様な市民が校区まちづくり組織に参画できる仕組みの構築や情報発信に努めるとともに、市民から出た要望や意見等を適宜関係各課に共有するなど、市民の参画意識が高まるよう取り組んでいる。今後も、引き続き取り組んでいく。
	9 意見	協働のまちづくり推進条例には「多様な市民が校区まちづくり組織に参画できる仕組みの構築」のような市民参画に関する規定はない。また、自治基本条例及び市民参画条例上、「市民参画」とは市民の市政への参画と定義しており、協働のまちづくり推進条例、自治基本条例及び市民参画条例を理解していない。	自治基本条例及び市民参画条例における「市民参画」とは「市民の市政への参画」を指しているが、委員意見は「市民の市政への参画」を推進するには一番重要なコミュニティに市民が参画することが必要との趣旨で認識している。
	10 意見	協働は参画と異なるものではなく、協働なくして参画なし、参画なくして協働なし、すなわち参画と協働は切っても切り離せないものだ。協働と参画は不可分であり接近しつつあり、協働のあり方が行政と市民だけでなく、市民同士の協働や参画が増えてきている。得た情報を自分の地域で伝えていく情報の横展開が加わり、参画のあり方の多様化が進んでいる。	すなわち、市民にとって一番身近で重要なコミュニティに「関わる」ことの重要性を述べたものであり、その「コミュニティへ関わること」の支援の例として校区まちづくり組織への支援の現状がある。
—	11 条例	当事者や各種団体との意見交換は非常に重要だが、当事者や各種団体との意見交換を意見交換会手続の代替えで実施するのではなく、公募による意見交換と両立すべきである。そのため、市民参画条例第 14 条「意見交換会手続」を「意見交換手続」に改め、公募による意見交換と当事者や各種団体との意見交換の 2 種類とし、市長等が恣意的に当事者や各種団体を選定しないよう、当事者や各種団体と意見交換する場合は公募による意見交換を必須要件とすべきである。また、政策等の立案過程の透明性を高めるため、当事者や各種団体との意見交換結果の公表を義務付ける必要がある。	市民参画条例では、努力規定として複数の市民参画手法を併用するよう定められているとともに、対象事項について市民参画手続を実施する場合は、必ず意見公募手続を実施するものとされているため、市民意見の反映が図られていると認識している。 そのうえで、「ターゲット層を決めてそこに直接投げかける、地域に足を運ぶ、あるいは地域組織やテーマ性を持った組織を活用することも有効」との答申(平成 28 年答申 1(1)運用基準等についてから抜粋)を受け、より多くの市民に参画いただく工夫の一環として、当事者や地域組織やテーマ性を持った団体から意見を拾う取組みを、基本的に条例上の意見交換会手続の代替えとしてではなく、所管部署の任意で実施してきた。 当事者や各種団体と意見交換する場合、公募による意見交換を必須とすると、当事者や地域組織やテーマ性を持った団体から意見を拾う任意の取組みが敬遠されることが考えられ、平成 28 年答申の趣旨に逆行する恐れがある。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">(市民参画手続の実施原則) 第 8 条 3 市長等は、市民参画を推進するため、複数の市民参画手法を併用するよう努めるものとする。 4 市長等は、対象事項について市民参画手続を実施する場合は、必ず意見公募手続を実施するものとする。</div>
—	12 条例	アンケート調査は、市民参画条例の市民参画手法に例示されておらず、条例規定されていない手法で手続を実施していることになるため、意向調査手続として条例に位置づける改正をすべきでないか。	(仮称)市民参画条例検討委員会報告(平成 22 年)の逐条解説で、「その他の市民参画手法(市民参画条例第 7 条第 7 号)」について、市民参画手法は同条例に個別に掲げるもののほかにも、アンケート、ヒアリング、モニター、フォーラム、市民会議など多種多様な手法があり、また、将来において有効な市民参画手法が見出されることも考えられる。政策等の内容や市民参画を求める時期などに応じ、同条例に個別に掲げるもの以外に適切な手法があれば、市長等はその手法により市民参画手続を実施できることを定めたものとされており、アンケートを市民参画手続として実施することは現行の運用で可能である。

審議会等の委員の選任等について

これまでの答申	前回会議までの主な意見		現状・取組状況
<p>審議会等の運用においては、多様な市民の参画を得られるよう、政策に係る学習の機会を設けるなどのサポートを行うとともに、託児所を設けるなどして、環境整備を行うことも重要です。なお、ボランティア団体や PTA など、女性が多い団体を通じて推薦してもらうことにより、女性委員比率の向上も図られるのではないのでしょうか。</p> <p>(平成 28 年答申)</p>	13 意見	多様な委員構成が重要で、この参画推進会議には、まちづくり協議会・消費者団体・ボランティア団体など、それぞれのコミュニティからの意見を吸い上げることができる方たちが参加している。また、当事者意見を積み上げることの必要性を啓発することも必要。	<p>今回の市民参画条例改正は、審議会において多様な視点からの検討が行われるとともに、これまで声をあげにくい人たちが意思決定に参画できることを目的に行うものである。また、多様な当事者に参画いただくことは重要と考えており、あかしインクルーシブ条例においても当事者参画を基本方針の一つと捉えているところである。引き続き、多様な市民の意見を反映できるような委員構成になるよう努める。</p>
	14 意見	あかしインクルーシブ条例案の検討では、市は審議会等やワークショップなどで当事者や課題に関わる方々から幅広い意見を吸い上げようとしていた。	
	15 意見	明石市で活動をしていく中で担当課には丁寧に対応いただき、障害当事者の声を聴く必要性を理解してくださっていると感ずるので、今後、審議会等の委員として参画できると思う。	<p>多様な当事者に参画いただくことは重要と考えており、あかしインクルーシブ条例においても当事者参画を基本方針の一つと捉えているところである。今後も障害者を含め多様な当事者から幅広い意見をいただけるよう環境整備に努める。</p>
	16 意見	各団体の代表者等、多様な人材で審議会等の委員を構成することは、一方で専門的な委員がない審議会等が生じることであり、資料は簡潔に分かりやすくするなど一般市民でもある委員が意見を言いやすい環境を整えることが重要である。	
	17 条例	今回の条例改正で多様な当事者を障害者に限った理由は。また、委員定数を増やしてその他の当事者を加えなかった理由は。また、多様な市民の意見を反映できるような委員構成にするため、条例改正の諮問を予定しているのか。	<p>多様な当事者すべてを市民参画条例上個別に規定するのは現実的でない中、市が進めてきた施策の流れや障害者がこれまで置かれてきた社会的状況に鑑み、まずは審議会等への障害者の参画を位置付けたものである。あくまで「多様な当事者の参画」が重要であり、この改正を多様な委員構成を目指す第一歩としたいと考えている。</p> <p>また、障害者以外の当事者を同条例で例示規定する予定は現時点ではなく、社会情勢や市の状況などを踏まえ、必要性を判断することになると考えている。</p>
18 意見	女性委員比率が 3 割に達していない審議会等がある中、今回 4 割という目標を掲げたが、なぜ達していなかったのかを検証し、4 割にするための方策を考えていただきたい。環境整備の問題や女性に対して参画の必要性を訴える力が弱かったのが原因ではないか。また、今回、障害者についても新たな目標を掲げている。今後障害者の参画を増やしていくための手法を検討する必要がある。	<p>女性委員比率が 3 割に達していない最大の理由は、関係機関や各種団体からの推薦や充て職が多く、その代表者に男性が多いためである。</p> <p>今後は、推薦に当たって必ずしも役職に捉われず、女性の積極的な選出を依頼できるような工夫をする。また、今回の条例改正の周知にあわせて、多様な市民の参画を得られるような環境整備の必要性について所管部署への啓発に努める。</p>	
19 意見	女性の参画は地域が一番遅れていると感じており、女性の意識が変わることも必要で、審議会等の女性委員比率の引き上げは、地域への啓発を進めていくひとつのきっかけになる。		
—	20 運用	委員構成に多用されている各種団体の代表者は当該団体の代表、公募委員は手を挙げた市民を恣意的に選んだに過ぎず、必ずしも市民を代表していないので、無作為抽出による市民の選任の導入を検討すべきでないか。また、平成 28 年度から令和 3 年度までの 6 年度間で、公募市民を委員総数の 2 割以上とする原則によらなかった審議会等が多い。審議会等の下部会議として市民会議を設置すれば障害者以外の多様な当事者の参加が可能になる。	<p>審議会等には市政全般に及ぶもののほか産業・環境・福祉・都市計画・教育など個別分野のものが多くあり、これらの場合、一定の見識や専門性などを必要とすることがあることを踏まえると、現在の選任方法には一定の合理性があると考えられる。</p> <p>ただし、公募に代えて、無作為抽出による市民の選任や市民会議の設置は、現行の運用で行うことが可能と認識している。</p>

審議会等における傍聴者の発言について

これまでの答申	前回会議までの主な意見		現状・取組状況
傍聴者の発言を認めるかどうかについては、審議の内容や時間的制約などを考慮して会長等が会議に諮って決定すべき事項であり、また傍聴者に説明する必要があります。そこで、各審議会等において、運営方針として傍聴者の発言の取扱いをあらかじめ決定するように運用を統一すべきと考えます。(平成 25 年答申)	21 意見	傍聴者の発言を認めるかどうか各審議会等の裁量で決めていくうえで、その審議会等の役割を果たすため市民の力を活用することが重要ということを審議会等の場でしっかりと伝え共有することが重要であり、マニュアルだけでなく形で示していかなければならない。	審議会等の所管部署が趣旨を理解・共有できるよう定期的な発信を行うなど効果的な方法の検討に努める。 傍聴者の意見をどの程度尊重するのか、委員意見とのバランスを各審議会等が慎重に判断することが必要と考える。 なお、市民参画条例施行規則第 5 条第 5 項に規定する「会議の傍聴に関して必要な事項は、会長等が会議に諮って定める」ことを踏まえ、市民参画手順マニュアルで周知している。 開催の配慮（※抜粋） ▶傍聴人の発言を認めるかどうか、及び認める場合にはその方法について、あらかじめ会議の中で決定し、傍聴者に説明してください。 ＜発言を認める場合に決めておくべき事項＞ (1) 発言の機会の設定方法(例:会議の進行状況を踏まえて時間的に可能な場合に、会長の判断により、審議の最後に設ける。) (2) 発言の回数及び時間の制限(例:一人につき 1 回、時間は 3 分以内) (3) 発言に対する回答の有無(例:意見を聞くことにとどめ、回答しない。) (4) 発言を求める方法(例:挙手を行い、初めに住所と名前を述べる。)
	22 意見	あくまで少数だが、他自治体において私が関わった審議会では、最後に少し時間をとり、傍聴者に意見をひと通り言っていただく場を設けていた。	
	23 意見	すべての審議会等で傍聴者が口頭又は文書で意見を述べる機会を設けることを提案する。	

社会環境の変化への対応について

これまでの答申	前回会議までの主な意見		現状・取組状況
—	24 意見	オンラインやリモートを活用すれば当事者や働く女性などが参画できるので、社会環境や生活環境の変化に応じて最も適した参画手法で運用していくべきである。	今後は意見を参考に、より効果的な参画方法の啓発に努める。

市職員の意識醸成について

これまでの答申	前回会議までの主な意見		現状・取組状況
市民参画は、現状にとどまることなく、更なる発展を遂げていく必要があります。このためにも市民自らが地域や市の政策に関心を持って、参画する意識の向上を図るよう努めるとともに、市民参画を市の強みと捉え、その促進に向けての市職員の意識醸成が必要です。 (平成 28 年答申)	25 意見	市民参画についてはマニュアルを整備し点検したところで政策を策定する職員から現場の職員まで目的を理解・共有するのが難しいので形骸化していく。毎年研修を実施することが重要。行政や市民にとって意味のある制度とするには、例えば e ラーニングなど研修の仕組みや情報共有の仕方を考える必要がある。	市職員の研修範囲は幅広く、研修の毎年実施も形骸化していく恐れがあることから、意見を参考に市職員が市民参画制度を理解・共有できるよう定期的な発信を行うなど効果的な方法の検討に努める。
	26 意見	市職員の研修は市民参画だけでなく大変幅広い。他市の研修に関わっているが、研修期間が短い中ではなければならないことが多くある実情を理解しなければならない。	

市民参画手続の実施主体に市議会が含まれていないことについて

これまでの答申	前回会議までの主な意見		現状・取組状況
—	27 意見	自治基本条例では市議会も市政運営の原則を遵守しなければならないとされているが、市民参画条例では市民参画手続の実施主体に市議会が包含されていない。	(仮称)市民参画条例検討委員会報告(平成22年)で、市議会が市民から意見等を聴く仕組みは市議会が考えていくものとして市議会活動は市民参画条例の対象としないとした決定の経緯からすると、基本的には市議会自身の発案による議会基本条例などにおいて定めるべきものとする。
	28 意見	市民参画条例に市議会が含まれていない欠陥を是正することが必要で、市議会も含めて市民参画手続を実施しなければならないという旨を市民参画推進会議が提案する必要がある。	
	29 意見	議会には議会のプロセスがある。市民参画推進会議はあくまでも行政における附属機関であって、市民参画条例は行政を縛るものなので慎重に審議しないといけない。	

条例の運用状況の評価・検証について（市民参画推進会議の持ち方など）

これまでの答申	前回会議までの主な意見		現状・取組状況
—	30 意見	検証期間が長すぎることは否めない。これだけ溜めてしまうと検証も難しいので、今後はもう少し期間を短くして検証することが必要。	検証対象が長期間にならないよう市民参画推進会議の開催に努める。
	31 意見	これだけ膨大な資料をしっかりと皆さんと一緒に検証するため、何回も会議を開くことは時間的にも難しい。見える化することは大事だと思うが、本日の資料に書かれてないことを見える化しても、資料が増えるだけでどれだけ理解できるのか。事務局説明を受けたが、きっとかなりの時間をかけて資料作成してくださっているのを感じる。	
	32 条例	この6年間、市民参画推進会議を開催しなかったのは、市長の諮問がないと同会議を開催できない市民参画条例第20条第2項の規定があるからであり、常設機関として設置し運営できるように条例改正しない限り同じことが繰り返されるのではないかと。	<p>市民参画推進会議は、地方自治法第138条第3項の規定に基づく市長の附属機関である。</p> <p>検証対象が長期間にならないよう市民参画推進会議の開催に努める。</p> <p>〔委員会・委員及び附属機関の設置〕 地方自治法第百三十八条の四</p> <p>3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。</p> <p>（推進会議の設置）</p> <p>第20条 この条例に基づく市民参画を推進するため、市長の附属機関として、明石市市民参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。</p> <p>2 推進会議は、前条第6項に規定する答申を行うほか、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を答申する。</p> <p>（1）この条例及びこの条例に基づく規則の改正又は廃止に関する事項</p> <p>（2）この条例の運用の状況及びその評価に関する事項</p> <p>（3）その他市民参画の推進に関し必要な事項</p> <p>3 推進会議は、市民参画手続の運用全般に関する事項について、市長等に意見を述べることができる。</p> <p>4 （略）</p>

—	33 意見	明石市は、比較的過去の資料までホームページに載せているので分析するには非常によくできている。ただ残念ながらあまり整理されてないため、見える化がとても難しい。	市ホームページで意見公募手続と審議会等の傍聴者募集については一括掲載、その他の手続についてはそれぞれの事案ごとに掲載しているが、より見やすくなるよう検討する。
	34 意見	市民が意見を出すにあたって市ホームページから資料を探そうとしても、審議会等の委員でなければ資料を見つけるのに時間がかかるので意見がなかなか得られないのではないか。	